平成２４年（フ）第９０４３号
千葉県浦安市富士見１丁目11―45　第１吹上荘
債務者　御前カヨ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０４９号
千葉県船橋市海神町２丁目１－１―310
債務者　松本　正明
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５０号
東京都江戸川区南葛西７丁目１－６　リバーサイドハウス１―105
債務者　宮城　智子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５４号
東京都江東区亀戸７丁目40―４―203
債務者　伊藤　明一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５５号
東京都江東区亀戸７丁目40―４―203
債務者　伊藤まさ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５６号
東京都大田区大森東５丁目36―５―302
債務者　安藤　憲夫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５７号
東京都大田区大森東５丁目36―５―302
債務者　安藤　玲子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５８号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目29―27　コーポタケウチ２－Ｅ
債務者　鈴木　忠夫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６１号
東京都立川市高松町１丁目22―２　アレイタチヒ３号棟412
債務者　高島ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６２号
東京都日野市高幡1027―１　第４かしの木ハイツ104
債務者　鈴木　賢二
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６３号
東京都日野市高幡1027―１　第４かしの木ハイツ104
債務者　鈴木　寛子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６４号
東京都台東区千束３丁目13―11―805
債務者　中山日登美
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６７号
東京都八王子市散田町３丁目43―26―102
債務者　萩原　正幸
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０６９号
埼玉県行田市門井町１丁目14―14
債務者　池田　友一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７０号
東京都練馬区田柄２丁目１―31―301
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部